

協定番号 24-203003

平成24年度
産業廃棄物減量化・適正処理実践協定書

有限会社山久土建 代表取締役 宮坂 光治 (以下、「甲」という。)
と長野県知事 阿部 守一 (以下、「乙」という。) は、長野県の良い生活環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、産業廃棄物に関する情報公開を積極的に行い、地域との協調を図りながら、産業廃棄物の一層の減量、再資源化及び適正処理を实践するため、「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」を締結します。

平成24年 3月 5日

協定期間 自 平成24年4月1日 至 平成27年3月31日

(甲) 住所 諏訪郡原村 5965-1
有限会社山久土建

氏名 代表取締役 宮坂 光治



(乙) 住所 長野市大字南長野字幅下 692-2

氏名 長野県知事 阿部 守一



(目的)

第1条 この協定は次に掲げる事項を目的として締結する。

- (1) 甲の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組みにより、産業廃棄物の減量化、適正処理の一層の促進を図る。
- (2) 甲の適正処理等の取組みを広く市民に公表することにより、産業廃棄物処理に対する市民の理解を深めるとともに、一層の信頼を確立する。
- (3) 協定事項に関する取組みを通じ、甲の産業廃棄物処理水準及び意識の向上を図る。

(甲の責務)

第2条 甲は目的達成のため、次に掲げる事項を実行する。

- (1) 第五条第1項に定める産業廃棄物減量化・適正処理実践計画（以下、「実践計画」という。）の策定及び実践計画書の乙への提出
- (2) 実践計画の実施
- (3) 積極的な情報公開
- (4) 実施結果の乙への報告

(乙の責務)

第3条 乙は次に掲げる事項を実行する。

- (1) 甲の住所及び氏名の公表
- (2) 甲の実践計画書の公表
- (3) 甲の実施結果報告書の公表
- (4) 革新的な取組み事例の紹介
- (5) 必要に応じた現地確認

(協定期間)

第4条 協定の期間は、平成27年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とする。

(実践計画)

第5条 甲は協定の趣旨に則り、自主的な取組みを行うため、次に掲げる項目について、実践計画を策定する。

- (1) 産業廃棄物減量化・適正処理の方針
- (2) 排出抑制、リサイクルのための取組み目標
- (3) リサイクル製品の使用目標
- (4) 産業廃棄物管理責任者の設置
- (5) 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理方法等についての情報公開
- (6) 産業廃棄物処理施設を設けている場合、施設の地域への公開、説明
- (7) 処理を委託した処理業者の現地確認
- (8) 従業員教育
- (9) リサイクル促進に向けた取組み
- (10) 処理を委託した業者が不法投棄・不適正処理された場合の排出事業者責任に基づく適正な処理
- (11) 他の不適正処理を発見した場合の協力体制
- (12) 自社処理産業物の管理方法（自社処理を行っている場合）
- (13) その他協定の目的を達成するため、甲独自に取組む事項

2 実践計画は、計画期間を1年間として、協定期間中の年度毎に策定する。

3 協定期間の第2、第3年度分の実践計画書は、当該年度の5月末日までに乙へ提出するものとする。

4 計画期間中にやむを得ない理由により計画を変更する必要がある場合は、甲は乙に予め協議の上、変更理由書を添えて変更計画書を提出するものとする。

(実施結果報告)

第6条 甲は、協定期間中の各計画期間終了後、実践計画についての実施結果をとりまとめ、別に定める様式により、実施結果報告書を作成する。

2 実施結果報告書は、計画期間終了後の次年度6月末日までに乙へ提出するものとする。

(公表)

第7条 乙は、協定締結後並びに実践計画書及び実施結果報告書の提出後、できるだけ速やかにその内容等について、長野県ホームページに公表する。

(現地確認)

第8条 乙は、実施結果報告書の提出後、必要に応じて甲の事業所又は処理施設等の現地確認を行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(協定の解約)

第9条 協定期間中においても、甲が乙に申し出を行い、乙がいむを得ないと認めた場合は、協定を解約することができる。ただし、この申し出の前後に次条に掲げる協定の破棄の各項目に該当する事項があった場合は、この限りでない。

(協定の破棄)

第10条 乙は次に掲げる場合に協定を破棄し、破棄したことを公表することができる。

- (1) 甲が、協定期間中に不法投棄等の違法行為を行った場合
- (2) 甲が、協定期間中に協定締結対象者の条件を満たさなくなつた場合
- (3) 甲が、協定期間中に協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組みが不十分であることを乙が認めた場合
- (4) 甲が、本協定に関する乙への提出書類に虚偽事項を記載した場合
- (5) 甲が、協定期間中に実践計画書及び実施結果報告書を乙へ提出しなかった場合
- (6) 上記のほか、甲の信用失墜行為があったと乙が認めた場合

(協定の改正)

第11条 第9条及び前条の規定により、協定を解約又は破棄した場合、甲は協定書を廃棄なく乙に返還しなければならない。

(協議)

第12条 この協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれが各1通を保有する。